

第三章

次世代育成支援対策の具体的な展開

《総合体系図》

目標1

地域で安心して子育て
ができる新たなしくみ
づくり

- (1) 子育てに関する相談・支援体制の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 安心できる小児・母子医療体制の整備
- (4) 健やかな子どもの育成

目標2

仕事と家庭生活との
両立の実現

- (1) 仕事と子育てとが両立できる職場づくりの推進
- (2) 都市型保育サービスの充実

目標3

次代を担う子どもたちが
たくましく成長し自立
する基盤づくり

- (1) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備
 - ア 幼児教育の充実
 - イ 確かな学力の向上と信頼される学校づくり
 - ウ 豊かな心と健やかな体の育成
 - エ 家庭や地域の教育力の向上
- (2) 次代を担う人づくりの推進

目標4

特別な支援を必要とする
子どもや家庭の自立を
促進する基盤づくり

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援対策の強化
- (3) ひとり親家庭の自立の推進
- (4) 障害児施策の充実

目標5

子どもの安全と安心を
確保し、子育てを支援
する環境づくり

- (1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (2) 子どもの交通安全を確保するための取組の推進
- (3) 良質な住宅と居住環境の確保
- (4) 安心して外出できる環境の整備

目標1 地域で安心して子育てができる 新たなしくみづくり

取組の方向

第2章「東京の子どもと家庭をめぐる状況」でみたとおり、家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭に係わる問題は多様化しています。

子どもを持つすべての家庭が地域で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、様々なしくみを整えていきます。

(相談・支援体制の充実)

- 子ども家庭支援センターや児童相談所、保健所・保健センター等が連携し、身近な地域での支援から専門的・広域的な支援まで、総合的な子育て支援体制を整えます。
- 医療機関や区市町村の保健所・保健センターが、乳幼児健診など様々な機会を捉えて、虐待をはじめ支援の必要な家庭を把握するなど、福祉・保健・医療の関係機関が連携して、子育て家庭を支援する体制を整えます。
- 慢性疾患にかかっている子どもとその親に対し、同様の経験を持つ親等が不安や悩みについて助言・相談を行うなどの体制を充実し、病気を抱えながら成長する子どもや親の日常生活を支援します。

(子育て支援サービスの充実)

- 親の病気、不意の用事、育児疲れなど一時的に子育てができない場合を含め、すべての子育て家庭が必要に応じて利用できるよう、一時保育、ショートステイなどの子ども家庭在宅サービスの充実を図ります。
- 子育てひろばなど、親と子がともに集い、子育ての悩みを話し合ったり、気軽に相談できる場が身近にあり、いつでも利用することができる環境を整えます。

(小児・母子医療体制の整備)

- 妊娠や出産、子育ての期間を通じて、いつでも安心して適切な医療サービスを受けられるよう、「365日24時間の安心」のための医療提供体制を整備します。
- 出産や子育てに関する知識や経験の少ない親の不安を軽減するため、子どもの病気やケガへの対処の仕方、健康に関するアドバイス、身近な医療機関の案内などの情報を、インターネット等を活用して分かりやすく提供していきます。

(健やかな子どもの育成)

- 地域における子どもたちの安全な遊び場所・居場所を確保するとともに、子どもの創造性を育むために、様々な方策について検討していきます。
- ひきこもり、不登校など思春期の心の問題をはじめ、いじめ、非行、薬物乱用や性感染症等の問題などに対応するために、教育・福祉・保健・警察などの関係機関相互の連携・強力体制を強化し、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組めます。

《施策の体系》

(新) 17年度新規事業

(1) 子育てに関する 相談・支援体制 の充実

- 子ども家庭支援センター事業
- 先駆型子ども家庭支援センター事業
- 新○ 子ども家庭総合センター（仮称）の整備
- 子育てひろば事業
- 4152（よいこに）電話
- 電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）
- 生涯を通じた女性の健康支援事業
- 新○ 病気の子どもをもつ親への支援
「病気の子どもピアカウンセリング事業」
- 食を通じた子どもの健全育成
- 母子保健研修
- 市町村地域保健サービス推進事業
- 新○ 要支援家庭の早期発見・予防事業

(2) 地域における子 育て支援サービ スの充実

- 子育てひろば事業（再掲）
- 子ども家庭在宅サービス
 - ・ショートステイ
 - ・トワイライトステイ等
 - ・一時保育・特定保育
 - ・訪問型一時保育
- 新○ 育児支援ヘルパー事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 新○ 次世代育成支援緊急対策総合補助
- 心の東京塾

(3) 安心できる小 児・母子医療体 制の整備

- 電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）（再掲）
- TOKYO 子育て情報サービス
- 東京都子ども医療ガイド
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
- 小児救急医療体制の充実
- 新○ 小児三次救急医療ネットワークの構築
- 周産期医療対策事業
- 小児総合医療センター（仮称）の整備
- 小児科医師確保対策
- 不妊治療費助成事業
- 各種医療費助成制度

(4) 健やかな子ども の育成

- 新○ 次世代育成支援緊急対策総合補助（再掲）
- 児童館整備費補助
- スクールカウンセラーの配置
- アドバイザリースタッフ派遣事業
- トライ&チャレンジふれあい月間の実施
- 東京都教育相談センターのいじめ相談
- 生活指導担当指導主事連絡会
- 新○ 児童相談所における非行児童の立ち直り支援
- スクールサポーター制度
- 「性教育の手引」の作成・配布
- 「学校における性教育の指導」（教員研修用リーフレット）
の作成・配布
- エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの
作成・配布
- エイズ・性感染症の予防啓発、相談、検査の実施
- 未成年者の喫煙防止対策
- 薬物乱用防止対策
- 生涯を通じた女性の健康支援事業（再掲）
- 思春期に係る相談、研修の実施

目標2 仕事と家庭生活との両立の実現

取組の方向

働きながら子育てをしていくためには、雇用環境の整備と、都民ニーズに応じた保育サービスの充実が不可欠です。

男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てとを両立できる雇用環境の整備を進めるとともに、大都市特有の多様なニーズに対応した保育サービスの提供体制を整備するため、保育の実施主体である区市町村を支援していきます。

(仕事と子育てが両立できる職場づくり)

- 男女がともに仕事と子育てを両立しつつ、その能力を發揮して生き生きと働き続けることができる職場環境を目指し、企業に対して、育児・介護休業法などの関係法令の周知や職場の両立支援策の充実に向けた普及啓発等を進めます。
- 男女がともに子育てをするという意識が企業や社会全体に広がり、職業生活と家庭生活とのバランスがとれたライフスタイルを選択できるよう、企業や都民を対象として働き方の見直しや多様な働き方についての啓発を行うとともに、都と都民、事業者との連携・協力の促進を図ります。
- 子育て家庭における父親の役割等についての認識を深め、働き方の見直しや、父親の子育てが促進されるよう、職場や社員向けの講演等を実施します。

(都市型保育サービスの充実)

- 認可保育所のサービスを向上させるとともに、様々な保育ニーズに対応するため、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）など、多様な提供主体がそれぞれの特性を活かした質の高いサービスを提供し、保育サービスを必要とする子育て家庭が、自らサービスを選択し利用できる環境を整備していきます。
- 延長保育、零歳児保育、病後児保育、休日保育、夜間保育など、大都市特有のニーズに応える、質の高いサービス提供体制を整えていきます。
- 学童クラブの開室時間を午後7時までにするなど、利用者のニーズに対応し、必要とするすべての子どもたちが安心して遊び、過ごすことができる体制を整えます。
- 仕事と子育てとの両立のため、地域において、会員相互で子育てを支えるファミリー・サポート・センターの整備を促進します。

《施策の体系》

(1) 仕事と子育てと が両立できる職 場づくりの推進

- 普及啓発セミナーの実施
- 普及啓発資料の発行
- 男女雇用平等参画状況調査
- 育児・介護休業者生活資金融資制度
- 新○ 心の東京塾・出前講演会（企業版）
- 東京ウィメンズプラザ普及啓発事業
- 事業者団体との連絡会
- 男女平等参画を進める会
- 新○ 次世代育成支援普及啓発

(2) 都市型保育 サービスの充実

- 通常保育事業
 認可保育所
 認証保育所
 家庭福祉員（保育ママ）
- 夜間保育事業
- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 病後児保育事業
- 新○ 次世代育成支援緊急対策総合補助（再掲）
- 学童クラブ運営費補助事業
- ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
- 余裕教室活用促進事業

目標3 次代を担う子どもたちが たくましく成長し自立する基盤づくり

取組の方向

次代を担う子どもたちが、自らの人生を自信と希望を持って切り開いていくことのできる社会人に成長するためには、それぞれの個性や能力を伸ばし、社会の一員としての自覚を持つことのできる環境づくりが重要です。

そのため、家庭、学校、地域、行政等が一体となって、子どもがたくましく成長し自立する環境整備に取り組んでいきます。

(幼児教育の充実)

- 保育所・幼稚園と小学校とが、相互に正しく理解し合い、連携を強化することにより、就学前から小学校への連続性を重視した教育を実施します。

(確かな学力の向上・信頼される学校づくり)

- 学校において、きめ細かな指導を充実し、すべての児童・生徒が、将来の自己実現につながる確かな学力を身に付ける環境を整えます。
- 学校運営や教育内容に、保護者や地域住民の意見を反映し、信頼される学校づくりを進めます。

(豊かな心と健やかな体の育成)

- 思いやりの心や生命を大切にする心など、子どもたちの豊かな人間性を育てるため、ボランティア活動への参加をはじめ、様々な取組を行います。
- 子どもたちがたくましく生きるための健康や体力を身に付け、明るく豊かな生活を送る環境を整えます。

(家庭や地域の教育力の向上)

- 学校・家庭・地域の連携の下に家庭や地域における教育力を高め、地域社会全体で子どもたちを育てる環境を整えます。

(次代を担う人づくり)

- フリーターの増加などの問題に対応するため、若者に対する就業促進等による自立支援を行うとともに、子どもたちが在学中から、しっかりとした職業観・勤労観を身に付け、社会的自立ができる環境を整備します。
- 次代を担う子どもたちが、子育ての意義や親の役割、男女が協力して家庭を築くことの理解を深められるよう、保育体験活動などの取組を行います。

《施策の体系》

(1) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

ア 幼児教育の充実

- 新○ 幼稚園・保育所・小学校の連携した就学前教育の推進
- 私立幼稚園に係る助成

イ 確かな学力の向上と信頼される学校づくり

- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施
- 都立学校の経営計画や教育活動の都民への公開
- 都立高校における運営連絡協議会の開催と生徒による授業評価
- 「都立高校改革推進計画」に定める新たなタイプの高校等の設置の着実な推進
- 私立学校助成

ウ 豊かな心と健やかな体の育成

- 自然と森林を守る「大自然塾」
- 道徳授業地区公開講座の実施
- 未来を拓く体験発表会
- 親子ふれあい教室
- ボランティアの日の設定と取組の充実
- 新○ 日本の豊かな文化を学ぶカリキュラムの創設
- 新○ 奉仕体験活動の必修化
- 子ども向け舞台芸術参加、体験プログラム
- 都立文化施設における教育・普及等プログラム
- 広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業
- 児童・生徒の体力テストの実施
- 東京都学校体育実技指導者講習会の実施
- 部活動基本問題検討委員会の設置等

エ 家庭や地域の教育力の向上

- 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
- 東京都教育の日の設定による地域の協働の推進
- 広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業(再掲)
- 子育てひろば事業(再掲)
- 子ども家庭支援センター事業(再掲)
- 先駆型子ども家庭支援センター事業(再掲)
- 心の東京塾(再掲)

(2) 次代を担う人づくりの推進

- 若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業等)
- 公共職業訓練の実施
- 日本版デュアルシステム
- ものづくり人材育成事業
- 中学生の職場体験
- 新○ 勤労観・職業観育成推進プラン
- 東京版デュアルシステム
- 高等学校教科「家庭」における保育体験活動の充実

目標4 特別な支援を必要とする子どもや 家庭の自立を促進する基盤づくり

取組の方向

虐待を受けた子どもとその家庭、様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障害のある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援を必要とする場合があります。

このような状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対する支援を進めていきます。

(児童虐待防止)

- 先駆型子ども家庭支援センターや児童相談所、保健所・保健センター等の関係機関による、身近な地域の支援から広域的・専門的な支援までの、総合的な児童虐待防止体制を整えます。
- こうした関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護、保護者への支援、分離した家族の再統合、アフターケアまでの、一貫した取組を進めます。

(社会的養護)

- 親と一緒に暮らすことができない子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で、地域との交流を持ちながら生活できる養育家庭やグループホームを拡充します。
- 施設や養育家庭で生活する子どもたちに対して、地域社会との交流や、日常生活における炊事・洗濯等の家事など、将来のひとり立ちに向けた様々な取組を行います。

(ひとり親家庭)

- ひとり親家庭の親が、一定の安定した収入を得て、自立した生活ができるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの機能を強化するなど、支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域で気軽に相談できるしくみや、ひとり親家庭どうしの交流の場を整備するなど、様々な問題や悩みにきめ細かに対応できる体制を整えます。

(障害児施策)

- 障害のある人もない人も、お互いを尊重し、誰もが地域の中で自立した生活を送ることのできる社会の実現を目指し、障害児とその家族を支援するしくみを整備します。
- 学習障害や注意欠陥・多動性障害、自閉症等発達障害の子どもを含め、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行います。

《施策の体系》

(1) 児童虐待防止 対策の推進

- 新○ 要支援家庭の早期発見・予防事業（再掲）
- 先駆型子ども家庭支援センター事業（再掲）
- 新○ 子ども家庭総合センター（仮称）の整備（再掲）
- 児童相談所の体制と取組の強化

(2) 社会的養護を必要とする子ども への自立支援対策の強化

- 養育家庭の拡充
- 新○ 家庭的養護推進モデル事業
- 養護児童グループホームの設置推進
- 児童福祉施設での取組の強化
- 児童福祉施設の改築等
- 自立援助ホームの充実
- フレンドホーム事業

(3) ひとり親家庭の 自立の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭高等技能訓練促進費事業
- 母子家庭常用雇用転換奨励金事業
- 東京しごとセンター事業
- 公共職業訓練の実施
- 新○ 母子自立支援プログラム策定事業のモデル実施
- 就業支援の事例の収集と活用
- 母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）
- ひとり親家庭等電話相談事業
- ひとり親家庭総合支援事業
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- 都営住宅の優先入居
- 母子生活支援施設の環境改善等
- 婦人相談所・婦人保護施設の環境改善等
- 母子緊急一時保護事業
- 児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付
- ひとり親家庭医療費助成

(4) 障害児施策の 充実

- 知的障害の軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置
- 病弱養護学校高等部の設置
- 中高一貫型ろう学校の設置
- 教育開発委員会（心身障害教育）
- 心身障害児理解教育の充実、学習障害児（L.D）等の理解等
- 新○ 民間活力との連携による就労支援
- 新○ 教育課程改善委員会の設置
- 東部療育センターの整備
- 心身障害者（児）短期入所事業（児童短期入所事業）
- 児童デイサービス事業
- 発達障害児等への支援の充実
- 小児総合医療センター（仮称）の整備（再掲）
- 知的障害児等相談支援事業/障害児（者）地域療育等支援事業
- 私立盲・ろう・養護学校等経常費補助
- 私立幼稚園障害児教育事業費補助

目標5 子どもの安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

取組の方向

子どもたちが犯罪の被害者になる事件が多発しており、子どもたちが安全に遊び、過ごせるまちづくりはますます重要な課題となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいや都市整備も必要です。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動、良質な居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備などに取り組んでいきます。

(犯罪等の被害防止・非行防止等)

- 子どもや保護者に対する防犯教室、セーフティ教室を拡大して実施するなど、学校と家庭や地域社会、関係諸機関との連携を強化し、子どもたちを犯罪や有害な環境から守るとともに、非行防止の活動に社会全体で取り組みます。
- インターネットの利用環境の整備や、薬物乱用防止対策など、有害な情報・環境から子どもを守るための総合的な取組を推進します。

(交通安全の確保)

- 区市町村・警察・教育委員会等が協力し、子どもたちが交通ルールや交通マナーをしっかりと身に付けることができるよう、交通安全教育を充実します。
- 子どもや子ども連れの親等が安全で安心して通行することができるように、道路交通環境を整備します。

(質の高い住宅と居住環境の確保)

- 都営住宅における若年ファミリー世帯・多子世帯等の入居機会の拡大や、職住近接などの居住ニーズに対応した民間賃貸住宅の供給促進など、ファミリー世帯の住宅ニーズに対応していきます。
- 「化学物質の子どもガイドライン」を活用し、いわゆるシックハウス等、居室内の有害化学物質による影響への懸念に対応するなど、子どもを安心して育てることのできる居住環境の整備を進めます。

(安心して外出できるまちづくり)

- 道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障害のある子どもたちをはじめ、誰もが安心して快適に都市施設等を利用し、外出できるよう、まちづくりを進めます。

《施策の体系》

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 防犯教室の実施
- 電子メールなどを活用した情報の発信
- セーフティ教室の実施、充実
- 新○ 次世代育成支援緊急対策総合補助（再掲）
- スクールサポーター制度（再掲）
- 「子ども110番の家」活動の支援
- 青少年の健全な育成に関する条例の運用
- 新○ インターネットの利用環境の整備
- 新○ 学校における情報モラルの育成
- 薬物乱用防止対策の強化

(2) 子どもの交通安全を確保するための取組の推進

- 交通安全教育の普及促進
- 区市町村交通安全教育担当者実務講習
- 高校生用交通安全教育資料など
- チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発
- 歩車分離式信号機の導入
- 歩行者感応式信号機等の整備
- あんしん歩行エリアの整備
- 骨格幹線道路、地域幹線道路の整備

(3) 良質な住宅と居住環境の確保

- 都市型民間賃貸住宅供給事業
- 住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施
- 若年ファミリー世帯への入居機会の拡大
- 地域開発整備事業
- 都市居住再生促進事業
- シックハウス対策

(4) 安心して外出できる環境の整備

- ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業
- 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 駅施設のバリアフリー化（エレベーター、エスカレーターの設置）
- 駅施設のバリアフリー化（だれでもトイレの設置）
- 新交通システムの整備
- 交通バリアフリー法に係る調査業務
- ノンステップバスの導入
- 利用しやすい公園の整備
- 歩道の整備・改善
- 連続立体交差事業